

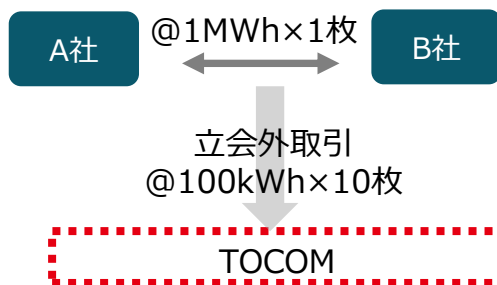
- 立会外取引とは、取引所の立会以外の場所で、売方・買方双方が合意した価格と数量を取引所に申告することで先物取引を成立させることができる制度。
- 立会いによらずに取引を成立させることができるため、マーケットインパクトを回避し、大口の注文や複数限月をまとめた取引を、同一値段で全量成立させることが可能。
- 基本的には、取引所の立会以外で成立したOTC取引（スワップ取引、類似施設の取引等）について、立会外取引を通じて当該取引契約を先物建玉とし、クリアリングをかけることで、取引相手の信用リスクをヘッジする目的で利用。
- 海外ではブロック取引と呼ばれており、米国の電力先物市場では80%以上がブロック取引で約定。

【立会外取引の利用事例】

① 大口取引

- TOCOMの取引単位(高さ100kW)より大きな高さ1MW単位の取引等について立会外取引を利用

【1MWh単位の事例】

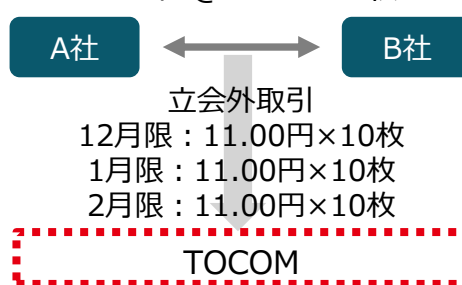


② 期間平均の取引

- 月間物以外の、7～9月や12月～2月の3カ月平均等について、立会外取引を利用

【12月～2月の期間平均取引の事例】

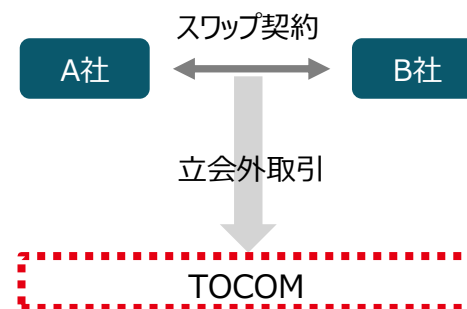
11.00円@1MWh×1枚



③ 信用リスクのヘッジ

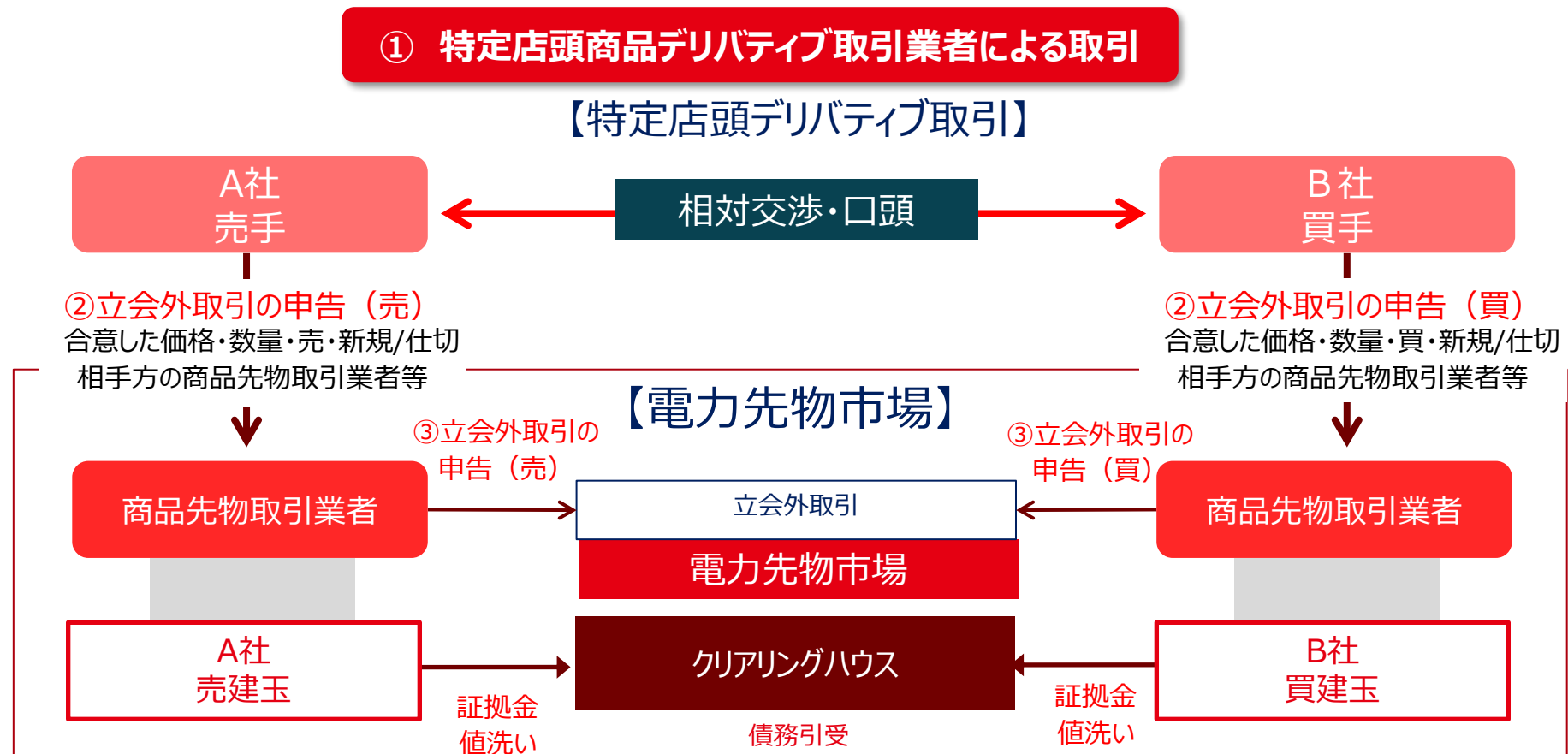
- スワップや特定契約等を締結する取引相手方の信用リスクについて、立会外取引を利用してヘッジする。

【スワップの相手方の信用リスクのヘッジ】



立会外取引について 取引の流れ：①特定店頭デリバティブ取引業者による取引

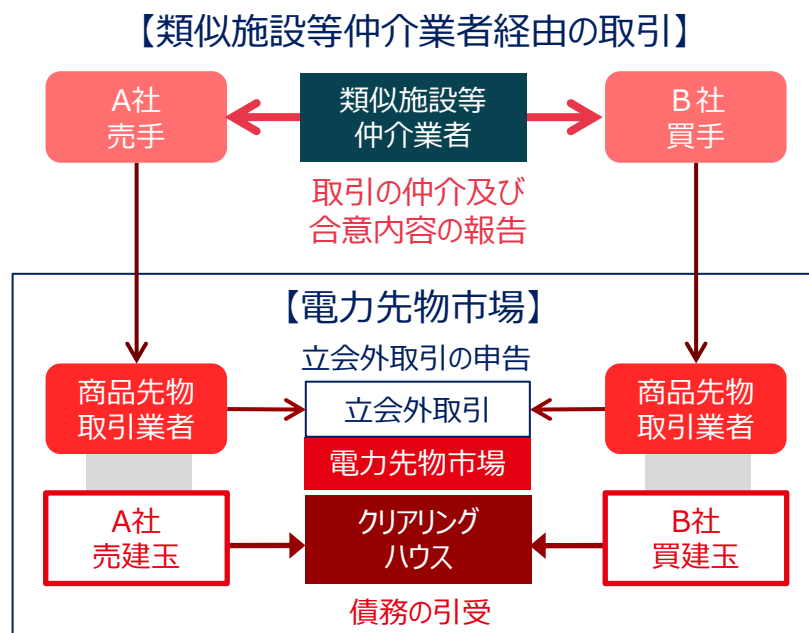
- 特定店頭商品デリバティブ業者であるA社がB社との間で成立した取引を、立会外取引を利用してクリアリングをかける場合



- 特定店頭商品デリバティブ業者は、上記のような取引を行うにあたって、相手方が店頭商品デリバティブの相手方として商品先物取引法上の要件を満たす相手であることを確認。

- 仲介業者において成立した取引を、立会外取引を利用してクリアリングをかける場合

②類似施設等の仲介業者経由

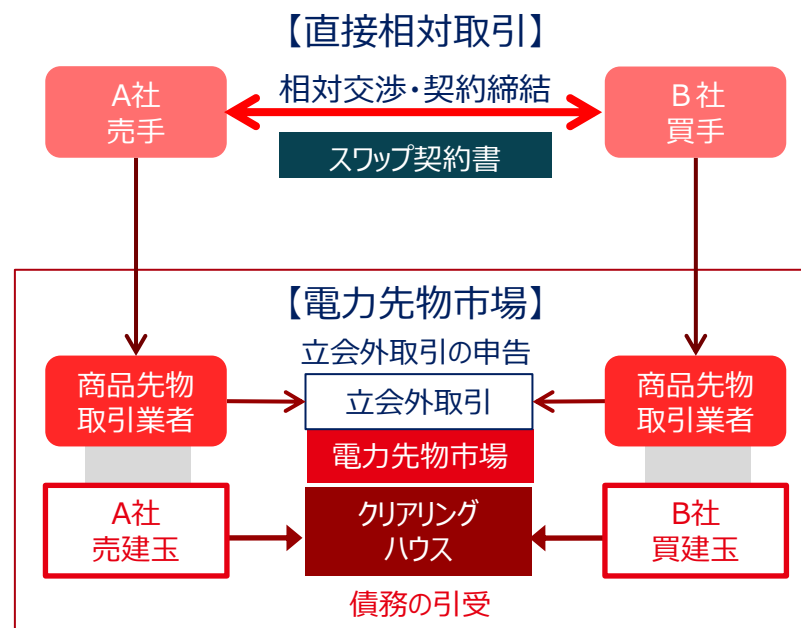


留意点

- 類似施設が代理で証拠金を預託し、建玉を保有することは不可。

- 相対で取引された既存のスワップ契約について、クリアリングをかける目的で立会外取引を利用する場合

③既存スワップ契約（契約書あり）のクリアリング



留意点

- 立会外取引の元となるスワップ取引原契約が存在する場合、立会外取引成立後も原契約が消滅するわけではないため、当該原契約を消滅させる手続きが必要。
- 具体的な方法については担当弁護士に要相談。

1. 立会外取引の利用手順

- 立会外取引を行う当事者双方が、商品先物取引業者に口座を開設し、事前に必要な証拠金を入金。
- TOCOMの立会外取引を利用することについて、自社が口座を開設している商品先物取引業者に、相手方と合意した価格や枚数、相手方が利用している商品先物取引業者名を申告。
- 双方の商品先物取引業者が、当該価格や枚数等について取引所に申告して立会外取引が成立。
- 手違いにより、片方の商品先物取引業者の申告がなかった、或いは申告内容に誤りがあった場合は取引が不成立。

2. 立会外取引の申告事項

- 対象商品及び限月
- 価格（0.01円/kWh刻み）
- 取引枚数
- 「売り」と「買い」の別
- 「新規」と「仕切り」の別
- 立会外取引の相手方が利用する商品先物取引業者の名称

3. 申告時のルール

- 立会外取引の申出時間 : 午前 8 時20分から午後 4 時、午後 4 時15分から午後 7 時30分
- 申出価格 : 算定式【 $X \pm (Y \times 2,000\%)$ 】の範囲内において、当事者間で合意した価格

X : 計算区域内における最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段

Y : 直前計算区域の帳入値段

【計算例】 最終約定値段 (X) が10.00円、直前計算区域の帳入値段 (Y) が9.72円の場合
 $10.00 \pm (9.72 \times 2,000\%) \cdots$ 上限値204.40円

下限値 0.01円 (呼値の単位の最小値)

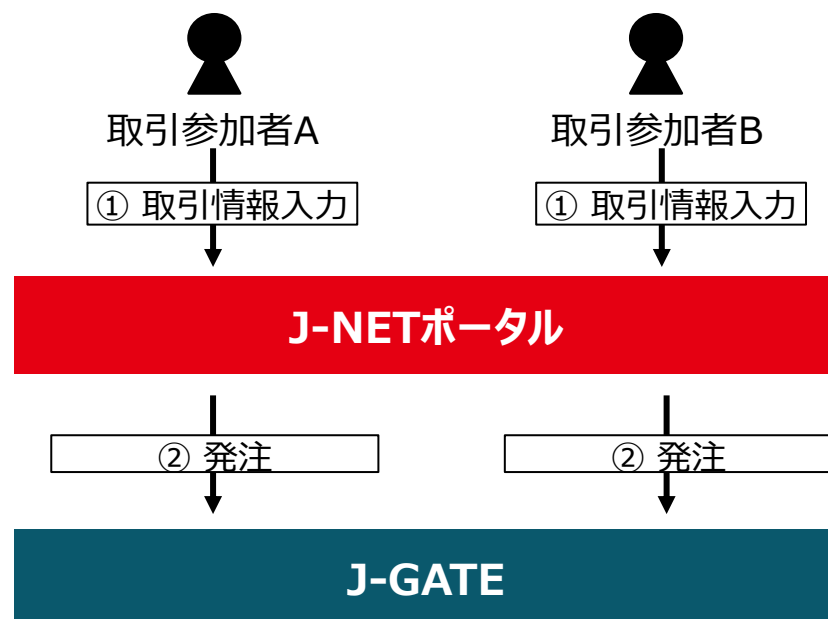
立会外取引について 受付時間

- 立会外取引の受付時間は通常の立会時間と異なる。

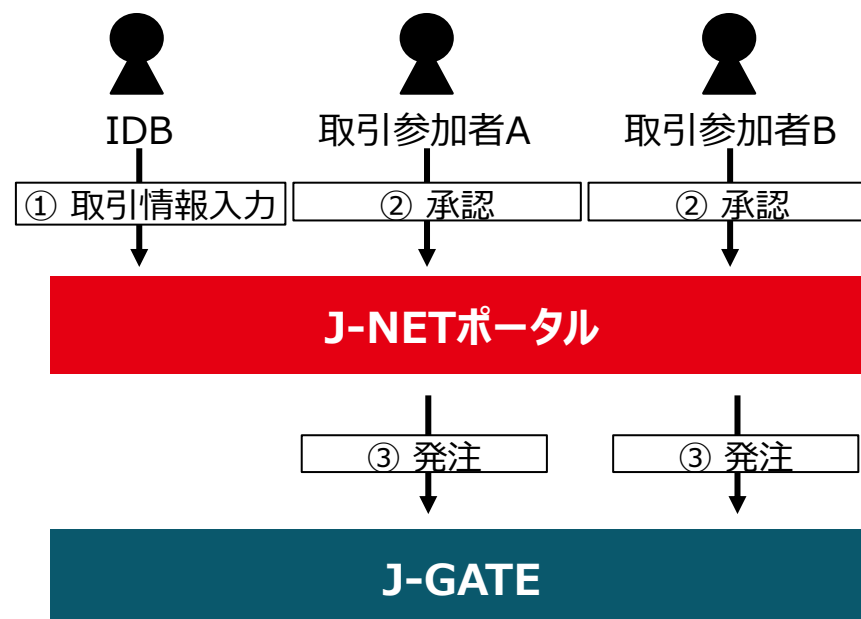


- J-NETポータルは、2019年12月にエクイティ・デリバティブの主要商品を対象にJ-NET取引（立会外取引）を発注するために稼働したウェブシステム。
 - arrownet（JPXと利用者をつなぐ広域ネットワーク）だけでなくインターネットからもアクセス可能。
 - J-NETポータル利用に関わる料金は発生しない。
 - 取引参加者にはGUI（英語ベース）のみを提供。
 - J-GATE3.0稼働を機に電力先物を含む幅広い商品を対象に拡大。
- 取引参加者はJ-NETポータルに取引情報を入力することでJ-NET取引の発注を行うことができる。
- IDB（Inter-Dealer Broker）がJ-NETポータルに取引情報を代理入力することも可能。IDBが代理入力を行う場合は、取引参加者はその入力内容を承認することによって発注を行う。この場合において、取引参加者による承認が発注行為であり、IDBによる取引情報の代理入力は発注行為に該当しない。

取引参加者が取引情報を直接入力する場合

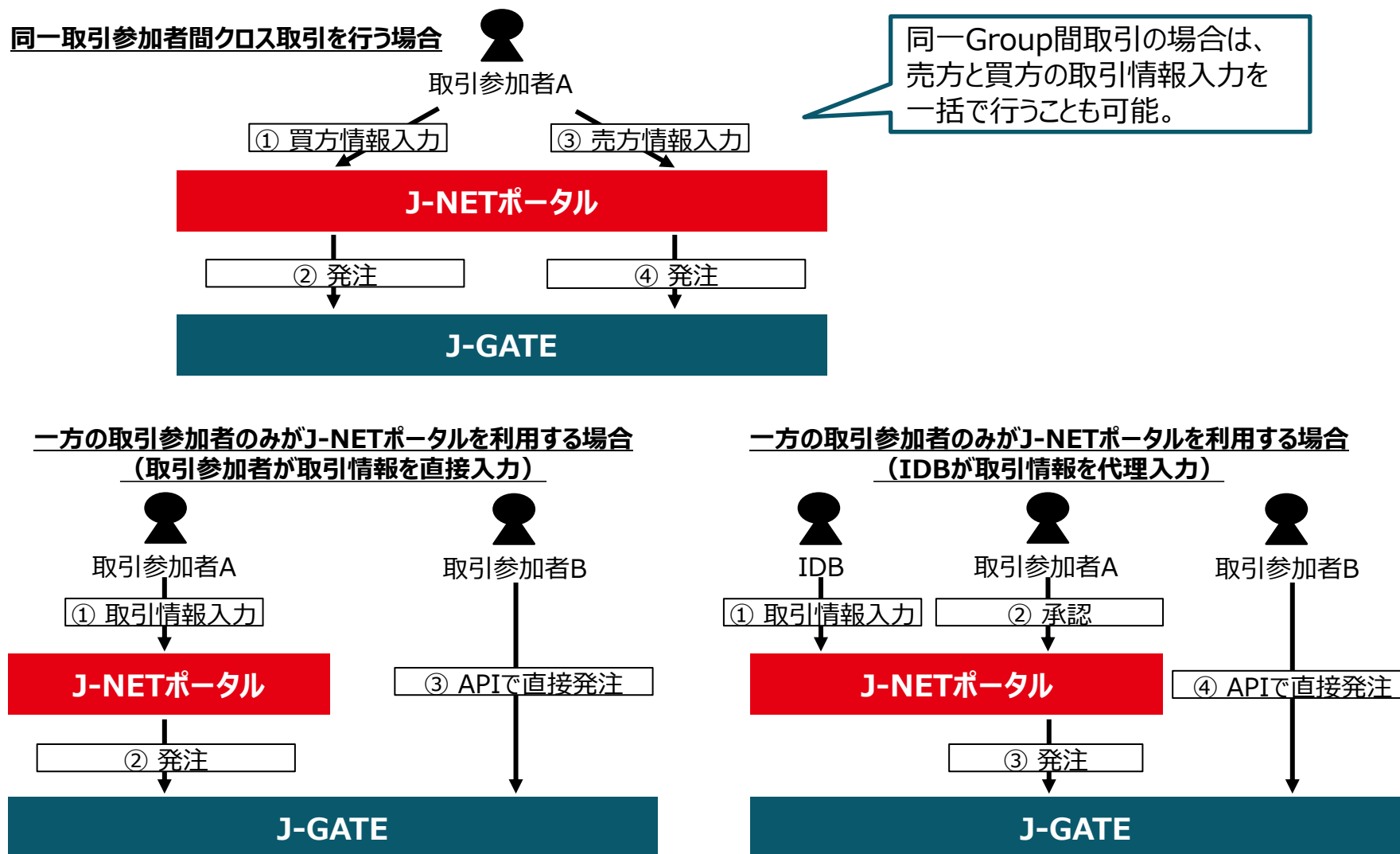


IDBが取引情報を代理入力する場合



立会外取引について J-NETポータル

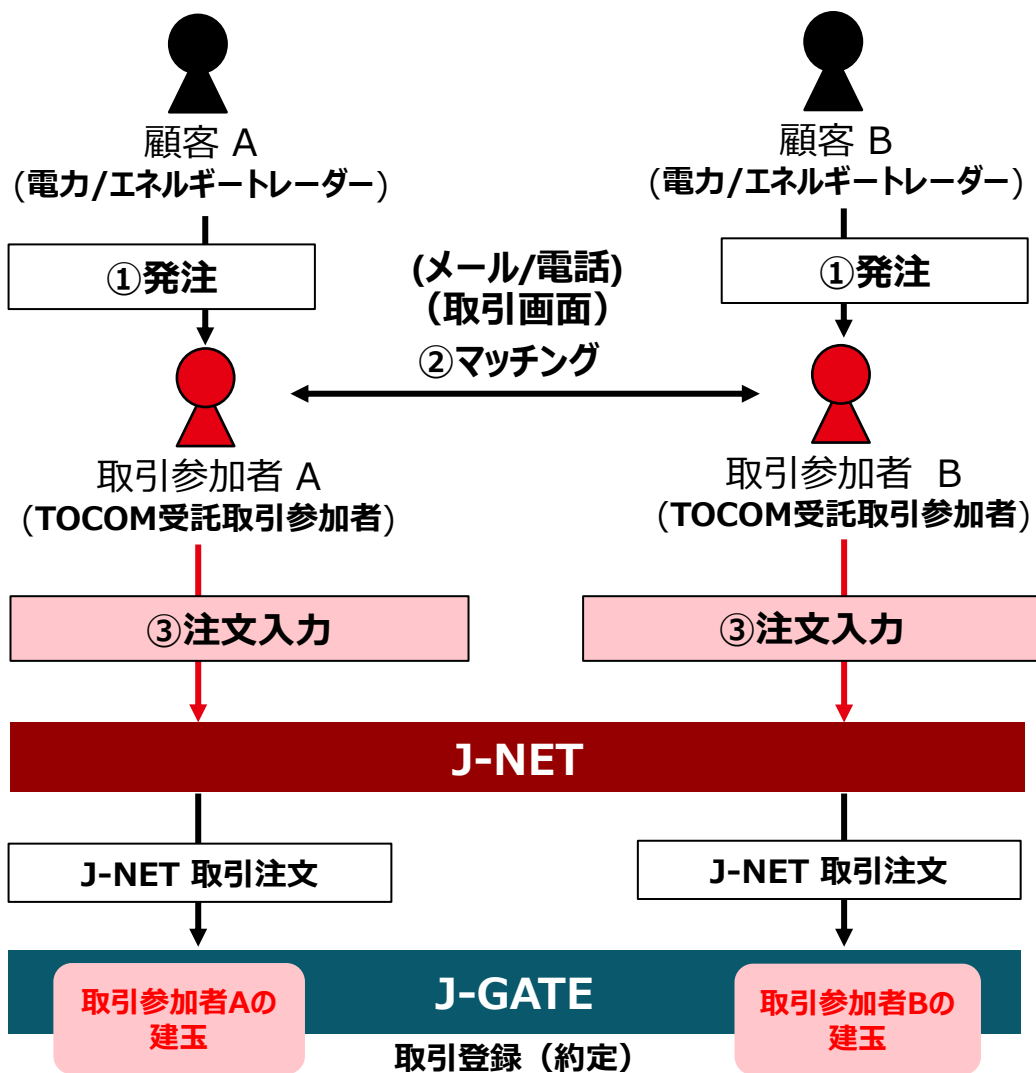
- J-NETポータルは利用者のニーズに応じた多様な使い方に対応。



通常の立会外取引とJ-NETポータルの違い

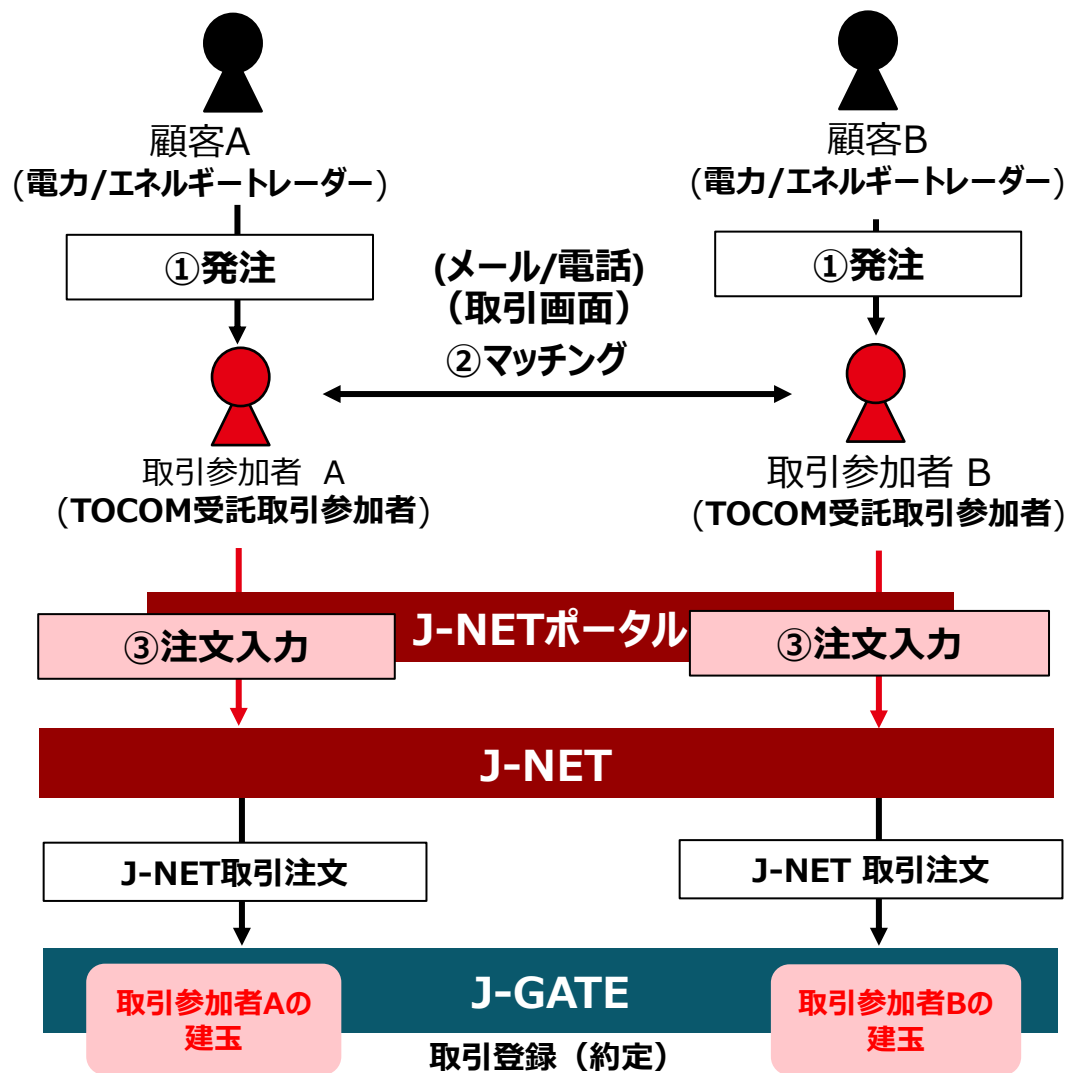
通常の発注フロー

受託取引参加者のみで入力から発注まで遂行



J-NETポータルを利用した発注フロー

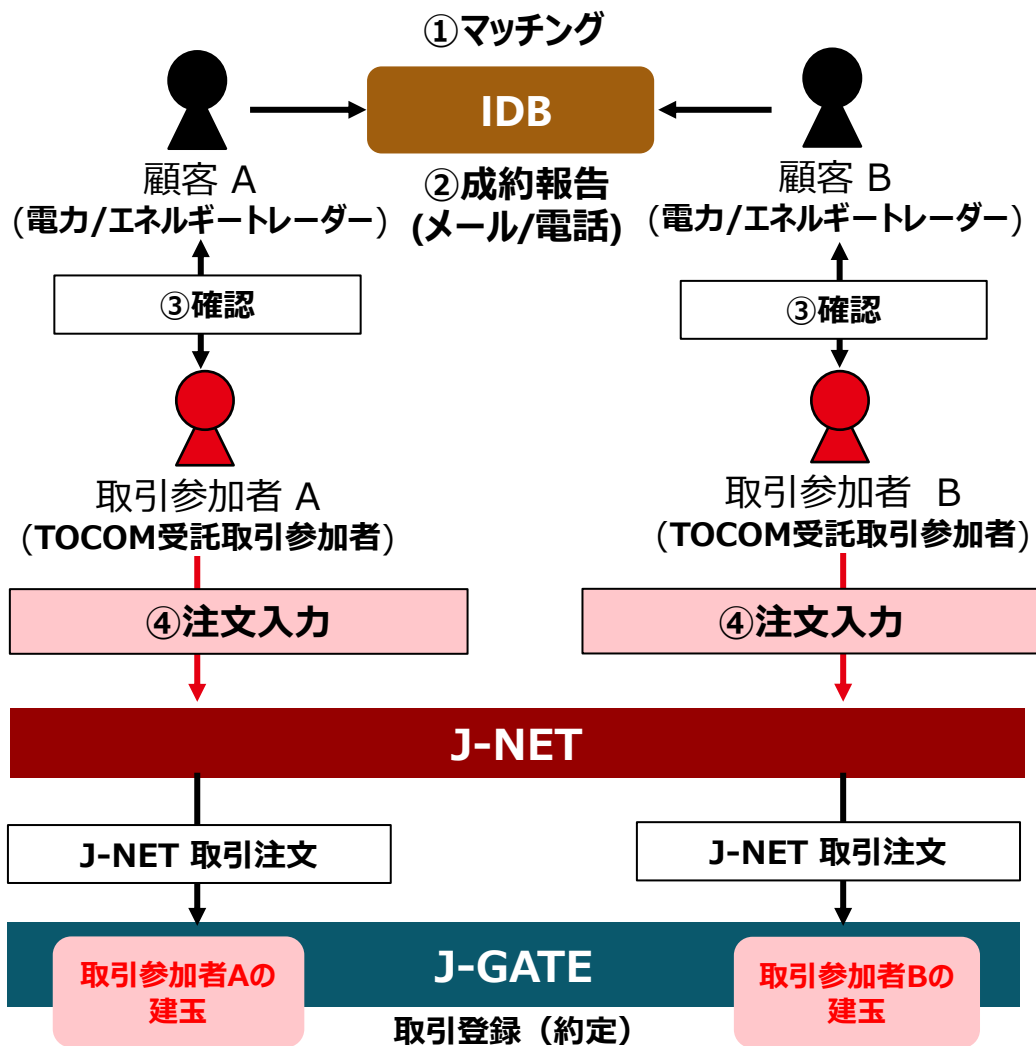
注文フローは現行通り



通常の立会外取引とJ-NETポータルの違い（IDB経由）

通常の発注フロー

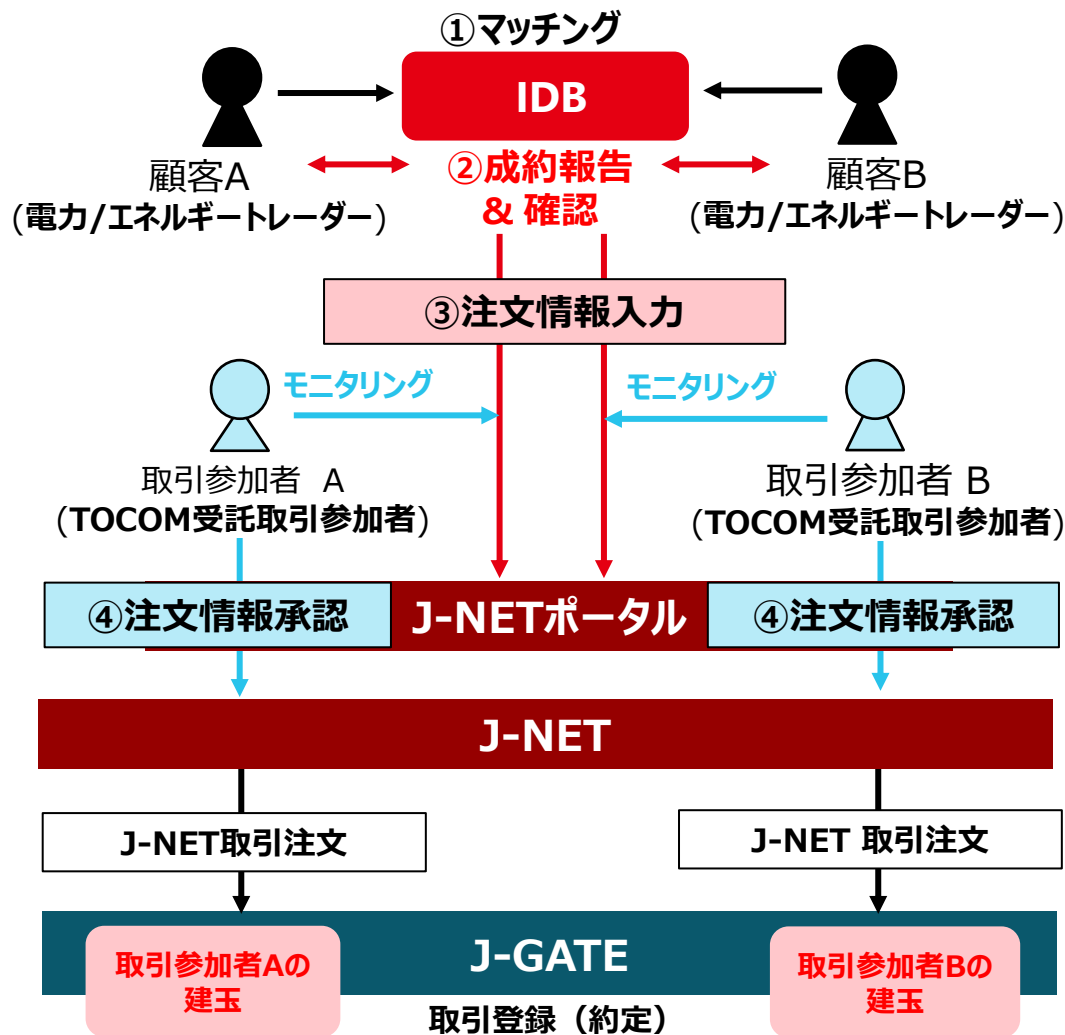
受託取引参加者のみで入力から発注まで遂行



J-NETポータルを利用した発注フロー

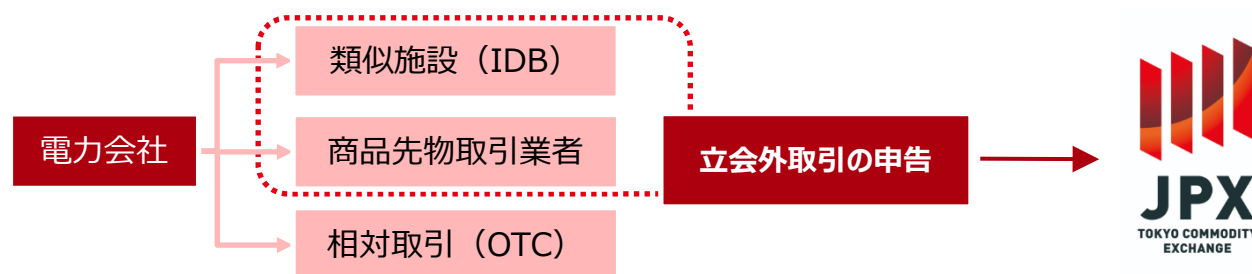
IDB が顧客の売買注文を入力（ドラフティング）

※ IDBが注文情報を入力。TOCOM受託取引参加者が承認した場合のみ注文が登録される。



- 電力の取扱いのある国内IDB（特定商品市場類似施設開設者）のほか、日本の電力先物市場に参入する海外IDBもJ-NETポータルの利用が可能。

J-NETポータル導入により立会外取引フローが多様化、また利便性が向上。



- 電力を扱っている特定商品市場類似施設開設者（経済産業省HPより）
 - 株式会社アムレックス・エナジー・コム
 - 株式会社 e n e c h a i n
 - 株式会社トラディション日本
 - タレットプレボン・エナジー・ジャパン株式会社
 - VANIR GLOBAL MARKETS PTE.LTD.
 - B G C キャピタルマーケットツジャパン L L C